

平成十六年六月二十九日受領  
答弁第一八三号

内閣衆質一五九第一八三号

平成十六年六月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出政府系金融機関の融資先への天下りに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出政府系金融機関の融資先への天下りに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府系金融機関の役職員の退職後における再就職の状況については、職務を離れた個人に関する情報であり、再就職先が融資先の法人であるか否かにかかわらず、一般に政府が把握する立場にはないことから、お尋ねの事項のすべてについてお答えすることは困難である。

ただし、「特殊法人等整理合理化計画」（平成十三年十二月十九日閣議決定）、「公務員制度改革大綱」（平成十三年十二月二十五日閣議決定）及び「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」（平成十三年六月十九日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会報告）に基づき、各政府系金融機関においては役職員の退職後における再就職の状況について既に公表を行っているところであり、この公表により把握した結果は、別表のとおりである。

また、これらの事例について、政府系金融機関が、お尋ねのような働きかけやあつせんを行ったことはないと承知している。

四について

政府系金融機関の役職員の退職後における再就職の状況については、職務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握する立場にはないが、役職員が退職後に融資先の法人に再就職をすることは、その者の経験や知識が法人の運営上必要とされ、法人の適切な判断に基づきその者が選任されたのであれば、問題ないと考えている。

別表

政府系金融機関の名称	再就職先法人の数	当該法人への再就職者数
国民生活金融公庫	2	2
住宅金融公庫	2	9
農林漁業金融公庫	1	4
中小企業金融公庫	0	0
公営企業金融公庫	0	0
沖縄振興開発金融公庫	1	2
国際協力銀行	17	26
日本政策投資銀行	17	24
商工組合中央金庫	6	23

- (注) 1. 「再就職先法人」とは、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行については、「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づき各政府系金融機関が作成している「行政コスト計算財務書類」において「子会社」、「関連会社」又は「関連公益法人等」に相当する法人として公表されているものであって、各政府系金融機関を退職した者が役員として就任している法人をいう。商工組合中央金庫については、「独立行政法人等の役員に就任している退職公務員等の状況等の公表について」（平成14年5月31日内閣官房行政改革推進事務局、内閣官房総務官室、総務省人事・恩給局、総務省行政管理局事務連絡）1(4)の「子会社」であって、商工組合中央金庫を退職した者が役員として就任している法人をいう。
2. 「再就職者」とは、各政府系金融機関を退職した者のうち、「再就職先法人」の役員に就任した者をいう。
3. 「特殊法人等整理合理化計画」、「公務員制度改革大綱」及び「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づき、各政府系金融機関が公表している資料から作成した。
4. 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫については、平成15年3月31日現在の状況であり、国際協力銀行及び日本政策投資銀行については、平成16年3月31日現在の状況であり、商工組合中央金庫については、平成16年6月29日現在の状況である。